

浦山学園福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦山学園福祉会（以下「法人」という）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人定款第15条で規定する理事及び監事とする。

2 この規程でいう役員等とは、役員、評議員及び苦情対応第三者委員とする。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 非常勤の役員 報酬

(2) 評議員 報酬

(3) 苦情対応第三者委員 報酬

(理事会の出席報酬等)

第4条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条及び第7条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(評議員会の出席報酬等)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事の報酬等)

第6条 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会、運営状況の指導、監査の業務またはその他理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員が、法人及び施設にかかる苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員が法人及び施設の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表2により旅費等を支給する。

- 2 特別の事情により、法人外から旅費等の支給を受けた場合は、その相当額は規定の額から差し引くものとする。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第10条 理事長に対する報酬は、年度末に当該年度分を支払う。

- 2 理事長以外の非常勤の役員、評議員及び苦情対応第三者委員に対する報酬は、必要の都度、支払う。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

(適用除外)

第11条 役員等のうち、施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃については、評議員会の議決を要する。

(委任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この規程は平成27年5月25日から施行する。
2. 浦山学園福祉会役員の費用弁償規程は廃止する。
3. この規程は平成27年11月20日から施行する。
4. この規程は平成29年6月23日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬 (源泉徴収税額控除後の金額)	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 10,000円	片道2km以上の場合、交通費実費額を支給する。ただし、自家用自動車を利用した場合は、浦山学園福祉会出張旅費規程（自家用自動車の使用）第9条第1項（3）を準用する。
理事業務報酬等 (4時間以内の場合)	日額 5,000円	
理事業務報酬等 (4時間を超える場合)	日額 10,000円	
監事監査指導報酬等	日額 10,000円	
苦情対応第三者委員	日額 10,000円	
評議員会出席報酬等	日額 10,000円	

別表 2

旅 費	宿泊費 (日額)	日当 (日額)	その他
実 費	実 費	4,000円	実 費